



地域未来投資 促進法に基づき 企業の設備投資を 支援します

県内で新たに
建物・機械等の
設備投資をお考えの
事業者様へ



主な支援内容(活用メリット)

設備投資に対する 税制優遇 (課税の特例)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5～6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

金融による支援

日本政策金融公庫からの固定金利での貸付け等を受けることができます。

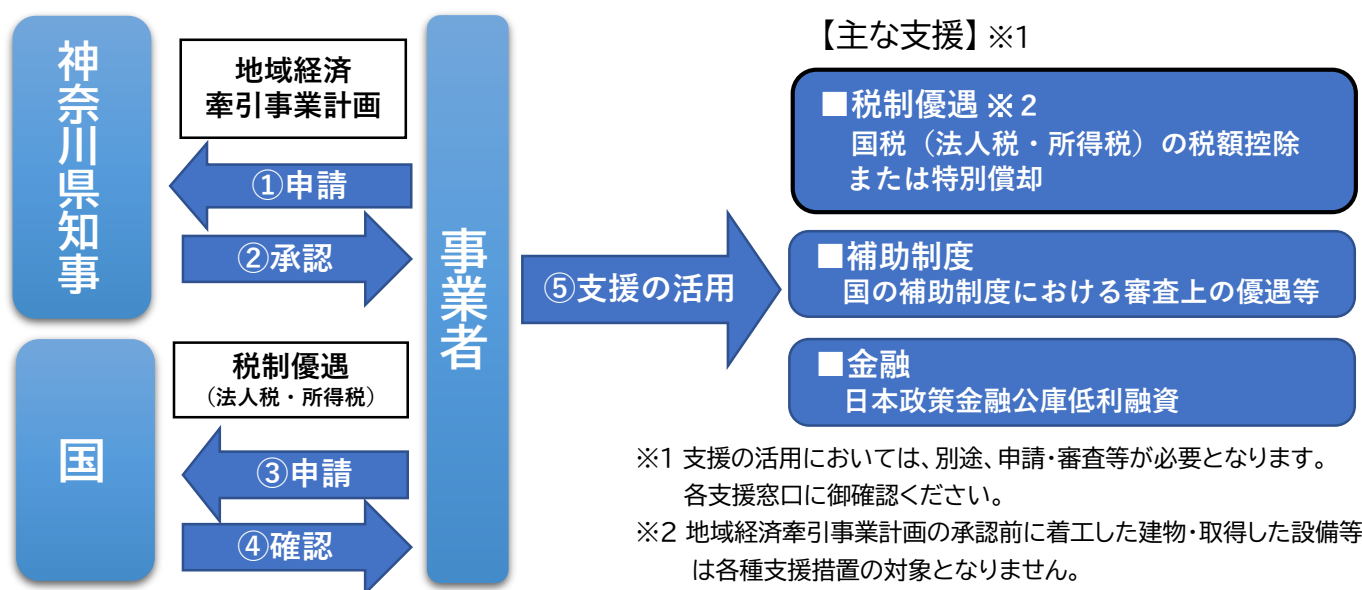
補助制度での 審査上の優遇

国の補助制度／IT導入補助金、ものづくり補助金などにおいて加
点措置・優遇措置を受けることができます。



地域未来投資促進法の活用フロー

支援を希望する事業者は、事業および投資計画を記載した「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事の承認を受ける必要があります。



地域経済牽引事業計画の承認要件

要件1 事業計画の内容が次の分野に該当すること

- ①ライフサイエンス ②未病 ③ロボット ④脱炭素関連産業 ⑤観光 ⑥デジタル関連
⑦成長ものづくり（自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等）
⑧成長ものづくり（新素材等） ⑨食品関連産業

要件2 高い付加価値を創出すること（付加価値創出額：6,900万円以上）

要件3 次のいずれかの経済的効果が見込まれること

- ①取引額10%増加 ②売上10%増加 ③雇用者数4%増加 ④雇用者給与等支給額12%増加

申請に係るスケジュール（一般的な例・税制優遇を利用する場合）

